

2 各種行政実例

校長は教員の職務上の上司でないか

【回 答】校長は、職務上の上司である。

(昭31. 1. 5 委初第2号 福岡県教育委員会教育長あて 初等中等教育局長回答)

4月1日生まれの者の就学年度はいつか

【回 答】御照会の年齢計算については、年齢計算に関する法律により出生の日より起算して翌年の出生日の前日までをもって満一年とすることになっております。すなわち4月1日生まれの者は翌年3月31日をもって満一歳になるわけであります。

(昭26. 2. 5 島根県教育長あて 文部省地方連絡課長回答)

就学義務が猶予されても、15歳になればその義務はなくなるのか

【回 答】就学義務が猶予された場合にも、満15歳に達した日の属する学年の修了とともに当該義務はなくなる。

学齢児童が満12歳に達した日の属する学年の終りまでに小学校の課程を修了しない場合には、当該児童の保護者には、当該児童が小学校の課程を修了しない限り、児童が満15歳に達した日の属する学年の終りまでは、これを小学校に就学させる義務があると思料される。

(昭28. 5. 15 長野県教育委員会教育長あて 文部省初等中等教育局長回答)

学齢簿に記入する入学及び卒業期日は、4月1日及び3月31日としなければならないか

【回 答】学齢簿に記入する入学年月日及び卒業年月日は、それぞれ教育委員会が通知した入学期日、校長が卒業を認定した期日であって、これらの期日は、原則として、4月1日又は3月31日とすることが適當である。

(昭29. 8. 12 委初第289号 三重県教育長あて 文部省初等中等教育局長回答)

総授業時数の半分以上欠席した生徒に対して、校長は卒業または課程の修了の認定ができるか

【回 答】学校教育法施行規則第28条の規定により、卒業の認定は校長が行う。校長が学校の規定した総授業時数に満たない生徒についても適切な方法でその成績を評価することにより卒業を認定することは、あり得ることである。しかし、一般的にいって、第3学年の総授業時数の半分以上も欠席した生徒については、特別の事情のない限り、卒業の認定は与えられないのが普通であろう。

(昭28. 3. 12 委初第28号 兵庫県教育委員会教育長あて 文部省初等中等教育局長回答)